

議員提出議案第2号

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和2年6月9日提出

尼崎市議会議員	眞	田	泰	秀
同	波	多	正	文
同	安	浪	順	一
同	福	島	さと	り
同	土	岐	良	二
同	林		久	博
同	川	崎	敏	美
同	綿	瀬	和	人
同	都	築	徳	昭

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年尼崎市条例
第33号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和2年度の下半期の分の政務活動費の額の特例）

- 3 令和2年度の下半期の分の政務活動費の額に係る第4条第2項の
規定の適用については、同項中「150,000円の範囲内で市規
則で定める額」とあるのは、「80,000円」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に尼崎市議会政務活動費の交付に関する条
例（以下「政務活動費交付条例」という。）第3条に規定する会派

等が令和2年度分の政務活動費に係る交付決定（同条に規定する交付決定をいい、当該交付決定の変更があったときは、その変更後のものをいう。以下同じ。）を受けているときは、市長は、この条例の施行後、速やかに、この条例による改正後の政務活動費交付条例の規定に基づき当該交付決定を変更するものとする。

（委任）

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が議長と協議して定める。

（説明）

新型コロナウイルス感染症対策に寄与するため、政務活動費を減額するにあたり、条例改正が必要であることから、本案を提出する。